

飲食店等を営んでいる皆さまへ

石狩市企画経済部商工労働観光課

北海道の「緊急事態措置」における飲食店等への要請について（情報提供）

日頃から市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、本市におきましては8月14日以降「まん延防止等重点措置区域」に係る北海道からの飲食店等に対する営業時間短縮等が要請されているところですが、北海道内における感染拡大の勢いが止まらない状況にあり、本市においても、7日間ごとの累積患者数が40人を超える状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、令和3年8月27日から9月12日の期間、国が北海道全域を「緊急事態宣言」の対象地域に再度指定したところです。

今回の緊急事態宣言の指定をうけ、本市は「特定措置区域」として徹底した対策が北海道知事から要請されておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては下記の事項について、ご協力をお願いいたします。

なお、今回の飲食店等における休業・営業時間短縮等の要請にご協力いただいた事業者の皆さまへの支援金については、詳細が決まりしだい随時北海道や石狩市のホームページ等で周知いたしますので、ご確認願います。また、8月14日から26日までの北海道からの要請に対する支援金については、9月1日から郵送による申請受付を開始する予定としておりますので、詳細が決まりしだいお知らせいたします。


記

飲食店等への要請内容

要請期間	8月27日（金）～ 9月12日（日） <u>※遅くとも8月30日（月）からご協力をお願いします</u> ※休業又は営業時間の短縮等をお知らせする貼り紙をお店に掲示してください。
対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 キャバレー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 【結婚式場】 飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	【酒類又はカラオケ設備を提供する店舗等】 ※利用者による酒類の店内持込を含む ※酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く ◎休業すること （従来から20時を超えて営業している場合は、営業時間を5時から20時までとし、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことでも可） 【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】 ◎営業時間は5時から20時までとすること ◎感染防止対策の実施 （別紙「事業者の皆様へのお願い」参照） ◎業種別ガイドラインの遵守
支援金（予定）	※詳細は別紙「8月27日以降の支援金対象簡易フロー」をご覧ください。 ◎中小企業・個人事業者 ：1日あたり売上高に応じて4万円～10万円 ◎大企業 ：1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円

裏面もご覧ください

○休業要請等の内容や支援金の申請方法に関するお問い合わせ先

<p>電話 0 1 1 - 3 5 0 - 7 3 7 7</p> <p>北海道感染防止対策協力支援金事務局</p> <p>受付時間 午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで (平日のみ)</p> <p>北海道の休業要請等ホームページ</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm</p>	
---	---

○令和 3 年 5 月 1 6 日から 7 月 1 1 日までの北海道からの休業要請等に対する支援金

※申請は **8 月 3 1 日 (火) まで** となっております。支援金の対象となる場合は、期限までにお忘れなく申請してください。

要請期間		① 5 / 1 6 ~ 5 / 3 1 ② 6 / 1 ~ 6 / 2 0	③ 6 / 2 1 ~ 7 / 1 1
要 請 内 容	酒類又は カラオケ設備を提供	休業	営業時短 (5 時 ~ 2 1 時)
	上記以外 (宅配・テイクアウトを除く)	営業時短 (5 時 ~ 2 0 時)	酒類提供時短 (1 1 時 ~ 2 0 時)
支 援 金 1 店 舗 1 日 あ た り	中小企業・ 個人事業者	4 ~ 1 0 万円/日	2. 5 ~ 7. 5 万円/日
	大企業	上限 2 0 万円/日	上限 2 0 万円/日
申請期限		令和 3 年 8 月 3 1 日 (火) まで【当日消印有効】	

【申請受付】下記の事務局で郵送による受付をしております。

〒061-3216

石狩市花川北 6 条 1 丁目 5 番地 石狩商工会議所内

石狩市感染防止対策協力支援金事務局

【記載方法や添付書類に関するお問い合わせ先】

電話 0 1 3 3 - 7 2 - 2 1 1 1 (石狩商工会議所)

受付時間 午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで (土日祝を除く)



※この通知は、石狩市又は石狩商工会議所と石狩北商工会で構成される実行委員会が実施した「事業継続助成金」「休業支援金」「酒類提供飲食店等事業継続緊急支援金」を受給された事業者、及び「いしかり飲食店応援チケット」「いしかり地域応援商品券」への参加事業者、石狩商工会議所・石狩北商工会の会員等へ送付させていただいております。

石狩市企画経済部商工労働観光課

電話 : 0 1 3 3 - 7 2 - 3 1 6 6